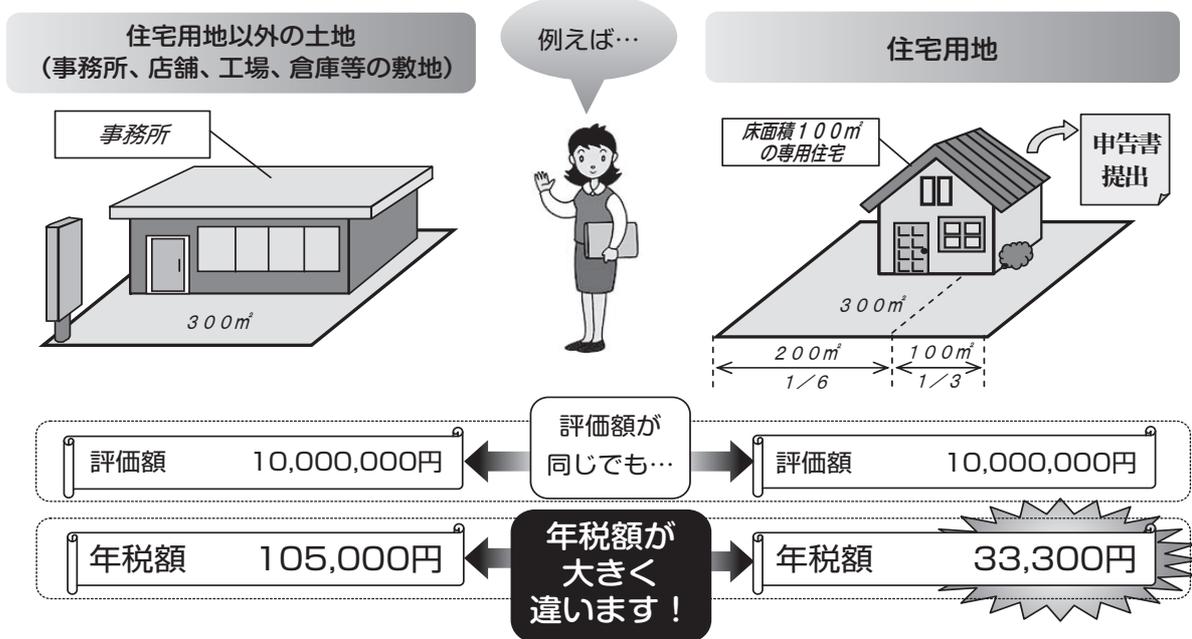


住宅用地の固定資産税が安くなる特例制度があります

住宅用建物の敷地（「住宅用地」）は、それ以外の建物（事務所、店舗、工場、倉庫など）の敷地に比べて固定資産税が安くなる特例制度が適用されています。

★ 200㎡以下の部分は6分の1の額、200㎡を超える部分は3分の1の額となります。（床面積の10倍まで）



この税額は一例です。実際の税額は土地の評価額と評価額の過去からの変動具合によって異なります。賦課期日（毎年1月1日）現在、住宅が存在しない場合は、住宅の建築工事中の土地や分譲住宅地等の建設予定地であっても住宅用地にはなりません。なお、建替中の場合で一定の要件を満たすものは住宅用地になります。

こんなときはお知らせください！

- (1) 住宅を新築・増築した場合または住宅を全部又は一部取り壊した場合
- (2) 住宅を建て替える場合
- (3) 家屋の全部又は一部の用途を変更した場合（住宅から店舗に、店舗から住宅に変更した場合など）
- (4) 土地の用途（利用状況）を変更した場合（住宅の庭を駐車場として利用するようになった場合など）
- (5) 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
- (6) 4月に届く固定資産税課税明細書の「課税地目」に、住宅用地であるにもかかわらず「宅地（住宅用地）」の表示がない場合。

特例制度の適用を受けるための『住宅用地に関する申告書』の提出手続きをご案内します。

詳しい内容やご質問は、お気軽に下記までおたずねください。

おたずね



ホームページはここから検索
住宅用地 出雲市 検索

【固定資産税 担当課】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○本庁 資産税課 ☎ 21-6667 | ○佐田支所市民福祉課 ☎ 84-0118 |
| ○平田支所市民生活課 ☎ 63-5540 | ○多伎支所市民福祉課 ☎ 86-3116 |
| ○大社支所市民福祉課 ☎ 53-3115 | ○湖陵支所市民福祉課 ☎ 43-1214 |

個人情報保護のため現在の課税内容の電話での問い合わせにはお答えできません。毎年4月にお届けしている固定資産税課税明細書をご覧いただくか、運転免許証など本人確認書類をお持ちのうえ直接市役所窓口でおたずねください。

認知症になっても地域で安心して暮らし続けるために

認知症を正しく理解していただくため、これまで2回にわたり、認知症の症状や、認知症になっても住み慣れた地域で顔なじみの関係を保ちながら安心して暮らし続けるためには、地域や周囲の理解が大切であることをお伝えしました。

市では、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の育成を図っています。

認知症サポーターになりませんか

人は誰でも、いつまでも住み慣れた地域で暮らしたいと願っています。近所や地域で働く人や日常生活に関わる人の正しい理解と協力は、認知症の方にとって心強い支えになります。

※認知症サポーターとは…

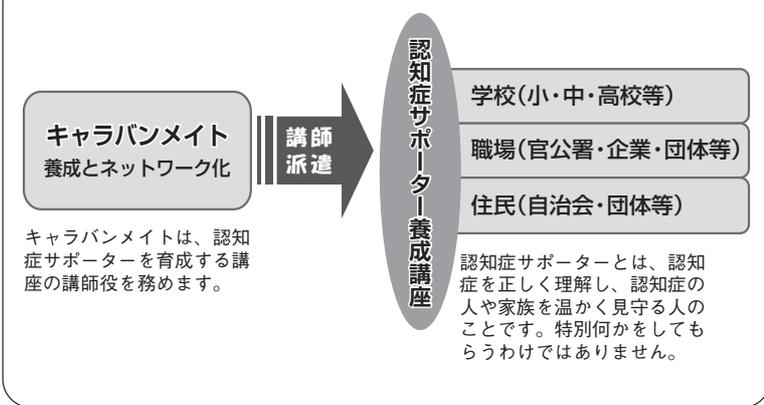
「認知症サポーター」とは何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。例えば、友人やその家族に講座で得た知識を伝える、認知症になった人やその家族の気持ちを理解するよう努める、できる範囲で手助けをするなど、活動内容は人それぞれです。

認知症サポーターになるには？

認知症に関して専門的な知識をもつ「キャラバン・メイト」による「認知症サポーター養成講座」(1~1時間半の

講義)を受講すれば、どなたでもなることができます。「認知症サポーター養成講座」は、地域の身近な集まりや、企業・団体、学校などにキャラバン・メイトが outbreaks して行います。受講者には、認知症サポーターの目印である「オレンジリング」というブレスレットが配付されます。

認知症理解の普及啓発、早期対応



どんなことを学ぶの？

キャラバン・メイトから、認知症の原因、症状、予防および対応の仕方などの基礎知識をわかりやすく学びます。

新たに50名のキャラバン・メイトを養成

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成するため、11月14日に認知症キャラバン・メイト養成研修会を開催し、50名のキャラバン・メイトが新たに誕生しました。

今後は、キャラバン・メイトや認知症サポーターが中心となり、認知症になっても安心して暮らすことが出来る地域づくりを進めていきます。



●「認知症サポーター養成講座」申し込み

おたすね・申し込み

TEL ②1 69967

FAX ②1 69974

高齢者福祉課